

(2) 第5期障害福祉計画に係る基本指針について

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る国の基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で御議論いただいた。
- 基本指針の告示については、パブリックコメント等の手順を経た上で、今年度内を目処に行う予定である。
- 各自治体は、平成29年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する。
- なお、第5期計画に係る基本指針における主な改正点としては、
 - ・ 各成果目標について、障害者の高齢化・重度化の状況を踏まえた目標値の見直しや、新たなサービスである就労定着支援の目標設定、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の設定・変更
 - ・ 児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画を定めるものとされたことを踏まえ、障害児支援の提供体制の整備について、項目を設定
 - ・ ニッポン一億総活躍プランを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた基本理念を記述すること
 - ・ 発達障害者支援法の改正に伴う内容の充実等を予定している。
- 詳細な内容については、第83回社会保障審議会(障害者部会)の資料
 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>)をご参照頂きたい。